

わたしたちの国民健康保険

みんなでお金を出し合っ
て支えあう相互扶助の
制度が国民健康保険(国保)です。

point

- ・国保から各種健康保険へ加入したり、各種健康保険を脱退し国保に加入した際は速やかに届け出ましょう
- ・国保の資格に異動があった際は、手続きをした翌月に国保税の変更通知をお送りします。変更通知が届くまではお手元の納付書をお使いになり、変更通知が届いたら内容を「ご確認ください」

国保への加入・脱退の届出はお早めに

国保の資格は、自動的に変わ
りません。健康保険の資格に
変更があった場合は、すみや
かに届け出てくださ
い。なお、手続きが遅れると、
さかのぼって国保税がかか
ったり、医療費を返還して
いただくことがあります。
【変更の届け出に必要なもの】

●国保を脱退するとき

新しく加入した健康保険の
保険証と国保の保険証と印
かん

●国保に加入するとき

他の健康保険をやめた証明
書と印かん

変更後のお支払いの注意

変更の届け出をすると、届出
された翌月の15日ごろに国
保税の変更通知をお送りし
ます。国保税のお支払い1
期分は、1カ月分ではあり
ません。資格が切り替わった
月で再計算

し、翌月に変更通知が届く
ので、変更通知が届く前
月末の納期分までは、そ
のままお納めいただいた
うえで、新たに届く「変
更通知」を必ず「確認
してください」

【脱退の際の注意点】

清算分を納めていただく
場合と、納め過ぎた分
をお返しする場合は、
【加入の際の注意点】

【加入の際の注意点】

新規で加入した場合、加入
した分が月割で課税され
ます。残りの納期分に
増額分を合わせて課税
した納付書をお送りし
ます。

便利・確実・安全な口座振替

国保税の納付には、便利
な口座振替制度をご利
用ください

手続きすれば、自動的に
振替になりますので、
年8回の国保税の納付
には大変便利です。

【口座振替のメリット】

便利：納付の度に出向
かなくてす

み、待ち時間がなくな
ります

確実：「うっかり、納
め忘れ」がなくなり
ます

安全：現金を持ち歩か
なくてすみ

▼申込

納付書、預金通帳、通
帳届出印をお持ちのう
え、直接、市内各金融
機関(郵便局含む)へ
※お申し込みの翌月
末から利用でき

ます

国保税の軽減

国保の加入者全員と世
帯主(擬制世帯主を含む)
の所得の合計が一定
額以下の場合、加入
者1人にかかる均等
割額と、1世帯にか
かる平等割額が軽減
されます。

収入がなかったり、
収入が税金の対象と
ならない遺族年金や
障害年金だけの方も、
所得の申告をして
ください。

【災害・盗難の被害】

火災・天災などにより、
住宅や家

財に損害を受けた時
も、減額や免除にな
る場合があります。

【非自発的失業者】

倒産・解雇・雇止め
などによる非自発的
な理由で平成21年3
月31日以降に離職
された方(離職日に
65歳未満)で、ハ
ローワークで発行
する雇用保険受給
資格者証の離職理
由のコード番号が、
11・12・21・22・
31・32または23・
33・34の方は、給
与所得による所得
割額が軽減されま
す。該当者である
ことの申告をして
ください。

国保税の納付が滞ると、
保険証の期間が短い
短期の保険証が交付
されたり、事前に医
療費の全額を支払
う資格者証が交付
され

ます。
納付が困難な際は、
必ず事前にご相談
ください

医療費を大切に

医療費の主な財源は、加入者の皆さんからの国保税です。医療費が増えると国保税も値上げせざるを得なくなってしまう。適正な医療機関の受診を心がけましょう。

医療費を節約するには、健康な体を作ることです。手洗いや歯みがきを習慣づけ、適度に運動や休息を取り、暴飲暴食や塩分の摂り過ぎに注意し、喫煙や常習的な飲酒を控えることが重要です。



病気の早期発見、早期治療も大切です。健康診断（特定健康診査）を年に一度受診し、健康管理に役立てましょう。
※平成24年度の特定健康診査は終了しました。平成25年度の受診券は5月下旬に郵送します

「ジェネリック医薬品のお知らせ」について

佐野市の国保では、平成24年8月から「ジェネリック医薬品のお知らせ」の通知を始めました。

「ジェネリック医薬品」とは、製薬会社が開発した医薬品（先発薬）の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬（後発医薬品）のことで、先発薬に比べ、同等の有効成分で同等の効果があるにもかかわらず、価格が安い薬をいいます。

この通知は、生活習慣病や慢性的な病気を治療するために現在服用しているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代がどの程度軽減できるか参考にしていただくため、その軽減額が大きい方にご紹介しています。

日本では年々医療費が増加の傾向にあり、国民健康保険制度の財政も圧迫され、市の国保も非常に厳しい状況にあります。市の国保の財政を立て直し、国民健康保険制度を維持し続けていくために、医療費の抑制にご協力ください。

なお、ジェネリック医薬品の切り替えは、ご本人の意思が最優先されるものです。切り替えを強要するものではありません。

柔道整復師のかかり方

整骨院・接骨院の治療には保険の

対象になるものとならないものがあります。

【保険の使えるもの】

打撲、ねんざ、挫傷（肉離れなど）、骨折および脱臼

※骨折、脱臼については医師の同意書が必要となります（緊急時は除く）

【受診する際の注意点】

- ・ 負傷の原因を正しく伝えましょう
- ・ 同じ負傷箇所を長期的に施術している場合は、一度医師の診断を受けましょう

・ 「療養費支給申請書」の内容をよく確認してから署名をし、領収書を必ずもらいましょう

高齢者医療制度の負担割合

平成25年4月から平成26年3月までの1年間、70歳から74歳の方が医師にかかったときの自己負担が1割に据え置かれます。

なお、国保に加入している方で負担割合が1割に据え置かれる方は、4月からの高齢受給者証を3月末に郵送する予定です。

※現役並み所得のある方（平成25年8月の所得判定により、新たに現役並み所得者となる方を含む）は除きます

問合せ

国保の制度・給付について	医療保険課 ☎ (20) 3024
国保税の課税について	市民税課 ☎ (20) 3007
国保税の口座振替・納付について	収納課 ☎ (20) 3010
資格証明書、短期被保険者証、国保税の納付相談について	医療保険課 ☎ (20) 3024

国保は加入者の皆さんによる助け合いの制度です。そのため、医療費が増えてしまうと、国保税も高くなってしまいます。健康な生活を送るとともに、適正な医療機関の受診を心がけましょう。